

諮問番号：平成29年度諮問第30号

答申番号：平成29年度答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 原処分に至る調査が不十分であり、対象児童の主治医の意見も反映されておらず、認定を受けるに値する障害にありつつも非該当とされたこと。
- (2) 主治医も判定に対して異議を唱えており、再審査をすすめられたこと。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためである。
- (2) 対象児童に係る診断書から、コミュニケーションが簡単なものに限られ、会話が続かないこと、日常生活における援助が一定程度必要なことは理解できるが、日常生活能力の程度が、「食事」、「洗面」及び「排泄」がほぼ自立とされていること等から総合的に判断すると、知的障害2級の認定基準である「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とまではいえないと判断した。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情（調査が不十分であり、主治医の意見が

反映されていないこと)については、障害の程度の認定が、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって、処分庁の嘱託医師の審査判定を得て、総合的に判断して行われるものであるところ、本件の診断書は、対象児童の主治医が作成したものであって、主治医の「意見」にほかならず、処分庁は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で原処分を行ったと認められるから、これを違法、不当とする余地はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年10月25日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「おちつきがなく、じっと座っていることが難しい」として「多動」の問題行動があり、コミュニケーションは簡単なやりとは可能であるが、会話は続かないとされ、精神医学的総合判定は「中度」とされているものの、IQは73の「軽度」とされ、「日常生活能力の程度」は、「衣服」はほぼ「自立」と、「食事」、「洗面」、「排泄」及び「入浴」のすべてが「一部介助」とされ、「家人の声かけ、見守りが必要」な程度とされているほか、「要注意度」も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、食事や身の回りのことなどの基本的な行為に援助を要し、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美